

震災救援社会福祉協議会合同本部「芦屋市現地事務所」情報

〈No-25〉

〔最終号〕

発行日：1995年3月15日（水）

震災救援社会福祉協議会合同本部芦屋市現地事務所

芦屋市社会福祉協議会ボランティアセンター

芦屋市業平町8-5 芦屋市社会福祉協議会気付

TEL 0797-32-9105・9126・9134

FAX 0797-32-9102

震災救援社会福祉協議会合同本部「芦屋市現地事務所」情報は、2月4日付けの〈No-1〉から今最終号にあたる〈No-25〉まで25号に編集して、まる41日間の芦屋市における生々しい救援活動・事業の模様を発信してまいりました。この情報を受けて、全国から様々な形で支援をいただくことができましたことに深く感謝申し上げます。途中、発信業務に手間取ったり、混乱をきたし、タイムリーな情報提供ができずにご迷惑をおかけしましたことをお詫び申し上げます。

最終号で、全国の支援を受けての「芦屋市現地事務所」活動・事業の41日間の経過の「中間まとめ」を掲載させていただくことをもって、本情報紙の終刊とさせていただきます。

なお、この「中間まとめ」は、〈No-24〉でお知らせをいたしました「引継ぎ式」において、「芦屋市現地事務所活動の経過と総括」を報告する際に、当日の出席者全員に文書報告として配布したものです。

芦屋現地事務所の活動の経過

— 3・15引継ぎ式での経過報告資料 —

1995.03.15

京都府社会福祉協議会

1 現地事務所の設置と活動・事業の経過

（1）現地事務所設置に至までの若干の経過

①京都府社協を中心とする芦屋市社協への支援体制の組織化の要請が全社協及び大阪府社協内に設置される救援合同対策本部から本会に働きかけられてきたことを受けて、本会としてはまず、芦屋市の事情についての現地調査を行った。

②つづいて、2月1日には事務所の提供、受入れ等に関して、全社協、救援本部西宮市現地事務所、芦屋市社協と協議し、事務所の設置場所等について確認した。2月2日には、事務所開設準備のため、まっさきにつけてくれた神奈川県及び県下市町社協の職員の協力を得て事務所の整理を行う、当面の活動メニューとしては、次の8項目を掲げることにした。

- （i）避難所単位での炊き出しサービスを各府県社協及び府県内市町村社協の協力を得て、継続的に取り組んでいく。
- （ii）避難所における当事者の御用伺い活動と調査を併行して実施する。
- （iii）在宅の当事者へ芦屋市社協ボランティアセンターと現地事務所活動の周知をはかるとともに御用伺い活動を通じて調査を実施する。

- (iv) 理・美容師のボランティア登録の蓄積があるので、ニーズ量を把握し避難所とのコーディネートをおこなう必要がある。
- (v) 奈良県社協と同県内市町村社協の一貫したリードのもとに、避難所及び在宅での高齢者・障害者の入浴サービスニーズへのサービス提供体制を確立する。
- (vi) 避難所生活の居宅生活化を促進するため、片付け、屋根修理のための人的スタッフを確保する。
- (vii) 交通手段を失った住民への買い出し援助のための移送サービスが必要である。
- (viii) 冷蔵庫の扉が閉じないなど、業者依頼するほどでもないような援助を求めるニーズが電話でとどいていることから、よろず暮らしの応援隊的なボランティア活動が求められている。なお、京都市社協が現地事務所の立ちあがり期から終始、ボランティア班の活動の支援を分担している。

③ 2月3日に事務所を開設し、早速活動を開始した。下記の「事務所開設声明」的なものを広報資料として発表した。

この合同本部が取り組む救援活動は、芦屋市社会福祉協議会および芦屋市内のボランティアの皆さんと一緒に、京都府社会福祉協議会をはじめ近畿地区の社会福祉協議会や全国各地の社会福祉協議会職員、ボランティア等が協力しあって取り組まれるものです。

(1)身の回りの物で足りないものがある、(2)飲み水や生活用水が手に入りにくい、(3)物資の受渡し場所まで歩くのが困難、(4)介護を必要とする家族がいる、(5)自宅の家財・家屋の整理が一人では難しい、(6)乳幼児がいるために家の整理の時間がとれない、(7)体が不自由なため遠方まで外出して入浴をすることが難しい、(8)通院が必要であり付き添って欲しい、(9)買い物をしたいが外出できないなど、身近なことでお困りの方は、遠慮なくご連絡ください。ご連絡をいただきましたら、社会福祉協議会職員やボランティアなどによって、お一人お一人にとって必要なことがらを応援させていただきます。

(2) 事務所開設直後から第一期、第二期の活動・事業の特徴

神奈川県・千葉県・山梨県社協及び同県内各々市町村社協の先駆的創造的なめざましい活動で、避難所一覧（住所、電話番号、責任者名）をもとに、「困りごと相談」告知のためのチラシ配布をしつつ、避難所責任者とのコンタクトをとっての要援護者などのニーズ把握に努めた。すべての避難所を回るのに、3日間を要した。オープン時の中心的な活動として、(1)入浴サービスの需給調整（広島その他）、(2)理・美容ボランティアの受け入れ、(3)安否確認の依頼、(4)人探し、(5)ペットの引き取り先探し、(6)家屋の片付け、(7)洗濯機の手配、(8)救援物資の依頼等さまざまで、これらのニーズ一つひとつに誠実に即応するための努力を傾注した。

(3) 現地事務所活動・事業の経過についての若干のコメント

① 第一期・二期の特徴

- (i) 第一期…現地事務所の立ちあがり期であり、避難所生活者の生活・福祉問題の把握とそれへの対応を重点とした活動であった。
- (ii) 第二期…一期の活動を踏まえて、住民・当事者の個別ニーズが避難所生活、居宅生活の面から明らかになるなかで、それらへの対応サービスの創設をめざした活動であった。なお、第二期の応援は、埼玉県社協と同県内市町村社協、千葉市社協、第二陣の神奈川県社協と同県内市町村社協、川崎市社協、大阪府茨木市社協、長野県諏訪市社協、群馬県社協及び京都府内22市町村社協が担ってくれた。

② 第一期、二期をふまえた第三期づくりのために

第一期、二期をふまえて、第三期は、全国から結集された社協の力量を冷静な判断のもとで有効に、組織的に発揮する時だろう。とりわけ、住民・当事者ニーズへの即応体制がもとめられている。

(i) 今後に定着させるべき事業をどういうテンポでどの程度の水準で持続するのか。それは、いつまでか。

- (a)炊き出し、もちつき大会
- (b)ボランティア派遣による、暮らしの応援活動
- (c)入浴サービス
- (d)理・美容ボランティア
- (e)防水シート覆い事業
- (f)居宅当事者の災害前後の現状把握作業
- (g)地域ニーズの分析作業
- (h)民生委員・地区福祉推進委員会活動の再建

(ii) 第三期プランづくりのためには現地事務所体制の立て直しと整備が必要である。

- (a)リーダー会議やチーム会議を定例化して開催すること。
- (b)総務・企画班，生活支援班及び情報担当業務のマニュアルづくりを急ぎ、各府県・市町村の連合体制でかつ交替業務で事業の継続性が確保されることが可能になるような体制を確立すること。
- (c)再建期間を2～3日間程度設定し、現地体制の立て直しをはかること。

③ 第三期の活動事業のポイント

震災後20日間の当事者の辛苦の体験の一端をしっかりと記録する活動とともに、只今、現在のニーズを集め、束ねてできる最大限のサービスを提供する活動を組織的に展開すること。なお、第三期を支援してくれたのは茨城県社協、鹿児島県社協、第二陣の長野県諏訪市社協である。

(i) ニーズ把握・掘り起こし活動とニーズへの対応活動に関するコーディネイト役を担うことを原則的に踏まえておくこと。これを追及し、積み上げてきた社協活動を被災地における異常事態の中で集中的かつ全面的に展開する。普段とちがうのは、テンポが違ふことと即応がもとめられているなかで即断が求められているところにある。

(ii) 被災時における福祉対象「規定」を生活障害をもつ市民とすることが大切である。そのためには、通常の福祉施策の適用を拡大し、運営を弾力的にするための新基準の設定を急いでつくるべきである。今後の教訓としては、災害時における特別基準のようなものをあらかじめ策定しておくべきであろう。

災害救援の最中に対象規定論で現場が身動きのとれない事態は絶対に避けるべきだし、あつてはならないことである。そして、国なり県なりがこうした方針を一早く市町村に徹底し、市町村行政と民間団体の連携をスムーズにはかり、住民・被災者とのトラブルを避けるべきである。

2 現地事務所の活動・事業の特徴と教訓

(1) 現地事務所の活動・事業の特徴

① 芦屋市現地事務所の位置と役割の発揮をめくつての課題

- (i) 緊急の応急的救援活動を組織し実施すること。つまり、この危機的状況へのサポート事業を創出し、組立てて展開すること。芦屋市に根づかせる事業を残し、芦屋市社協の活動基盤を強固なものにする手がかりをつけること。
- (ii) いつまで、どの程度の現地事務所機能を維持しておくのか。現地事務所としては、あらゆるものを有限対策にしておくこと。県社協の機能がストップしているなかで、その代理的機能も果たさざるを得なかったが、県社協機能の回復が始まっているなかで、ひきつぎをどの時期にどうすればよいのかを見定めておくこと。(別添、「芦屋市現地事務所引継ぎ事項(案)」)
- (iii) 民生委員と福祉推進委員調査を集約するなかで、コミュニティワーカーによる第三次調査を企画すること。小地域福祉推進組織を7つのブロックで再編強化をはかるため、現地事務所の生活支援チームも地域担当制をとること。災害地での救援のための社協活動を都道府県社協・市町村社協が協力し合って、リレーして展開する先例としてのマニュアルが全くないなかでの対処にきわめて困難をとまなっているので活動・事業をはじめ、事務所運営に関するマニュアルづくりが早急に必要であったこと。

②芦屋市現地事務所の立ちあげ期を振り返っての教訓

- (i) 視聴覚障害者に一番早く安否確認にかけつけたのは、日常のつきあいをもっていたボランティアであった。その後も、買物手伝、激励等で関わりつづけている。災害前・後の当事者支援活動が連続している数少ない事象であった。
- (ii) 全ての住民が困っていることは、ハンディのある当事者が当然に、より困っていることでもある。たとえば京都府下での経験に照らせば雪降ろし作業がそれにあたるといえる。とすれば、ビニールシートを張る作業は容易に発想できた。つづいて、入浴・風呂だ、引っ越しだ、片づけだと連想することは容易であった。これらを当事者の立場におきかえて、その困難性を考えてみれば、当事者のニーズはかなり予測できた。こうした予測をたてたうえ、当事者の悩みの訴えの窓口になること、つまりかけこみ寺になることをめざした。こうしたなかで、「やっと自分たちのことを聞いてくれる人々が自分たちの目の前に現われた、これで言いたいことをもうガマンしなくてもよい」といった反響さえあらわれた。
- (iii) 被害は大きかったし、大変な犠牲を払ったが、この被害と犠牲にふさわしい多くの教訓を生かした町を復興する礎をこの時期に築かなければならない。
日常的な普通の社会的サービスがこのたびの大震災によって、こんなにも、もろく崩壊してしまったという事態のなかで、その代替機能をどうスピーディーに補強すればよいのか。全国組織としての社協としては、こうした時の府県、市町村域を越えた相互支援の体制とシステムをシフトするための事前の計画をもっていなければならなかった。もっと早期に対処すべきであったのではないか。

(2) 現地事務所の活動・事業から得た教訓

- ①市町村の対策本部や避難所にはまずまっさきに福祉・医療の第一線を見据えて対処できるスタッフを配置すべきであろう。医療・福祉行政や民間福祉活動の被災時におけるそのたちあがりの遅れを、日常的な普段からのつながりをもっていたボランティアが一早く安否確認行動で対処した。また、避難所の中に福祉観を培ったリーダーのいたところでは、当事者への医療・福祉面の配慮がある程度確保されていた。しかし、避難所がオープンした直後に、意図的な福祉リーダーの配置はなされていなかった。今後の課題としては、第一次の避難所運営に福祉の視点を据えるべきであろう。また、避難諸生活の第二次段階に入った時点の避難所設営にあたっての視点としては、要保護、要介護状態にある住民を福祉・保健・医療ケアが集中できる「ケア付避難所(仮称)」のようなものを

設営し、そこへ移住してもらう手立てを考えるべきであろう。

②また、災害時に当事者がどのような状況に陥ったのかを点検・記録し、その防止対策を施策なり活動でシステム化すべきであろう。各分野の専門家は地震から大切なものを学びとろうとしている。社会福祉として何を今回の地震体験の記録として残しておくのか。高齢者・障害者・子どもたちは、その日その時、何を感じたのか。当事者の震災体験を経過を追いながらケース記録をしっかりと残しておくこと。いま、都道府県社協と市町村社協が協力し合うなかで救援期間を限定しての連携プレーのなかではあるが、ひとつの大仕事をしている。この活動の成果を現地事務所単位に明らかにしなければならない。

③芦屋市での福祉再建のコンセプトは、天災に強く、ハンディある人々にとって頼りになるような21世紀の高齢社会に見合う地域・在宅福祉の構築のパイロット事業として発想することが大切である。大災害によるこのたびの被害と犠牲を教訓として、芦屋市民の生活を上記の新しい視点で大きく立派に生まれかわらせるという視角がもとめられている。そのためには、ハンディのある人々が急増し、多数化を占めるこれからの高齢社会における地域福祉づくりのパイロット事業としての再生がすすめられなければならないであろう。

「阪神淡路大震災」救援ボランティア活動事業への

寄 付 者 名 簿

(寄付日順 敬称省略)

- ・ 茨城県総合福祉会館職員一同（水戸市）
- ・ 茨城県労働金庫（水戸市）
- ・ 長谷川幸介（水戸市）
- ・ 小沢和子（那珂町）
- ・ 茨城県社会福祉協議会職員一同（水戸市）
- ・ 飯田親男（友部町）
- ・ 茨城県看護協会鹿行支部（鹿島町）
- ・ 加納商店（水戸市）

被災地に対する救援物資募集結果

- 1 目的
広く県民から善意による生活必需品の寄贈を受け、多くの被害が発生した「阪神淡路大震災」の被災者に、救援物資として送り届けることを目的として、本運動を実施した。
- 2 主催
社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
- 3 募集期間と受付時間
1月26日から31日までの6日間。毎日8時から18時まで。
- 4 受付場所
茨城県総合福祉会館 1階ロビー（水戸市千波町1918）
- 5 受付物資とその量及び寄付者数
被災地の災害対策本部の希望を踏まえて、新品のみを募集し送付した。10トン車約1台分。また、募集期間を過ぎてから届けられた救援物資（2トン車1台分）についても、別途輸送した。寄付者は、別紙の通り。
- 6 受付方法
 - (1) 物資は、持込み又は、送付とし、寄付者宅等への訪問集荷は行わなかった。
 - (2) 領収書及び礼状の発行は行わず、寄付者名は、茨城新聞及び茨城放送にて報道した。（2月12日から27日まで報道 3回）
- 7 周知
各報道機関及び県内郡市町村社会福祉協議会に依頼した。
- 8 物資の梱包と表示
被災地での配分を考慮して、1箱に1品目を梱包し、箱には品名と個数を表示した。なお、仕分けにあたっては、ボランティア9名の協力を得た。
- 9 送付先
救援物資は、災害救助法の適用区域である兵庫県川西市災害対策本部に送付した。また、募集期間を過ぎてから届けられた救援物資（2トン車1台分）については、神戸市内の避難所に輸送した。
- 10 輸送
第1便については、佐川急便が、無料で輸送してくれた。

救援物資寄付者一覧

(寄付日順；敬称省略)

上杉勇（水戸市） 中村政（水戸市） 遠藤延男（水戸市） 野村幸男（水戸市）
 小林真理（水戸市） 伊藤祐子（土浦市） 荘司美都江（水戸市） 三村洋子（水戸市）
 茨城県総合福祉会館内囲碁クラブ会員一同（水戸市） 鹿島恵子（水戸市）
 勝田市社会福祉協議会（ひたちなか市） 山本龍男（新治村） 吉川淳（水戸市）
 ひたちなか市総合福祉センター屋根の下会（ひたちなか市） 鈴木静江（水戸市）
 茨城県社会福祉課（水戸市） 一里塚サービスステーション岡本重三郎（水戸市）
 ビバスポーツ水戸店（水戸市） かいだ酒店（阿見町） 佐藤和彦・明美（日立市）
 上妻敏之（那珂町） 厚木ナイロン商事（株）（水戸市） 佐藤利子（水戸市）
 星野伸男（石下町） 金沢修平（水戸市） 後藤京子（茨城町） 飛田慶子（茨城町）
 和気博之（内原町） 添田静子（水戸市） 小藺洋子（笠間市） 丹澄（水戸市）
 中村晴夫（大宮町） 奥村一恵（水戸市） 西條卓男（水戸市） 藤原節子（水戸市）
 篠原千里（水戸市） 椿遊会（水戸市） 霜田美智子（水戸市） 仲田恵理子（岩間町）
 小林ふじ子（水戸市） 大場寿雄（水戸市） 安亮（金砂郷町） 老田頼子（水戸市）
 山藤紀美枝（土浦市） 小貫久子（日立市） （社）茨城県放射線技師会（水戸市）
 渡部由美子（茎崎町） 安掛教子（水戸市） （財）茨城県傷痍軍人会（水戸市）
 渡辺美知子（水戸市） 茨城県社会福祉協議会（水戸市） ヘアーサロンウノ（水戸市）
 レストランパンセ（水戸市） 飯田親男（友部町） （財）茨城県消防協会（水戸市）
 栗野和子（水戸市） 池重牛久営業所（茎崎町） 菊池大三（ひたちなか市）
 宮崎一貫（水戸市） 小沼佳子（内原町） 直井富子（水戸市） 椿三雄（水戸市）
 河内和子（水戸市） 黒澤富雄（友部町） 塚口和子（水戸市） 小藺幸子（水戸市）
 鉾田町社会福祉協議会（鉾田町） 百瀬会計事務所（鉾田町） 進藤海（水戸市）
 鹿島郡社会福祉協議会（鉾田町） 永井二美子（常陸太田市） 渡辺美術社（水戸市）
 茨城県共同募金会（水戸市） 瓜連町ボランティア協会（瓜連町） 遠藤守（旭村）
 日下さおり（水戸市） 神戸文夫（土浦市） 石井信子（水戸市） 綿引建夫（水戸市）
 （有）東海設備工業（東海村） 高砂熱学工業（株）（東海村） 吉川紘之（水戸市）
 関辰之丞（東海村） 川又多恵子（那珂町） 寺門捷男（大宮町） 中村英一（水戸市）
 佐藤京子（水戸市） 大内明海（大洗町） 阿久津善志（那珂町） 吉原公子（水戸市）
 岩本久枝（総和町） 佐藤文子（神栖町） 真家直子（美野里町） 石川克之（水戸市）
 亀じるし小藺（水戸市） 阿見町社会福祉協議会（阿見町） 仁平欽司（笠間市）
 小坂浩（笠間市） 新井常夫（水戸市） 茨城千趣会（水戸市） 笑輪信恵（麻生町）
 福田喜美子（水戸市） 小泉とし子（水戸市） 日本信託銀行水戸支店（水戸市）
 関明美（常陸太田市） 菅沢美和（つくば市） 総和町社会福祉協議会（総和町）
 武子正幸（水戸市） 古沢しげ子（下館市） 土浦市社会福祉協議会（土浦市）
 藤咲孝子（日立市） 里美村社会福祉協議会（里美村） 小鶴子供会（茨城町）
 茨城県文化福祉事業団（水戸市） 浅野六郎（大宮町） 皆川真由美（大和村）
 ひたちなか市立阿字ヶ浦小学校6年2組（ひたちなか市） 塚口和子（水戸市）
 県立那珂高校生徒会（那珂町） 稲野辺晴子（水戸市） 笠原本田子供会3班（水戸市）
 茨城県老人クラブ連合会（水戸市） 石川克之（水戸市） カメラのスナオシ（水戸市）
 茨城県児童福祉課・社会福祉課・障害福祉課・国民年金課・医療福祉課（水戸市）
 畔野朋子（東海村） 平根信雄（水戸市） 梅原なを（水戸市） 菊池精恭（水戸市）
 ひじり保育園（大洗町） 茨城デベロ介護センター（水戸市） 滝本洋子（水戸市）
 木村節子（水戸市） 伊佐光江（八千代町） 小沢与根（水戸市） 大崎恒子（水戸市）
 茨城婦人少年室（水戸市） 高松隆夫（ひたちなか市） 内原厚生園松寮（内原町）
 水戸市社会福祉協議会（水戸市） 大丸（大宮町） 県高齢福祉課（水戸市）
 坂本京子（水戸市） 石山佳子（内原町） 塚口和子（水戸市） 明豊商事（水戸市）
 丸信明治屋（水戸市） センター電気（株）（水戸市） 石川商店（水戸市）
 丸広和（水戸市） 中村屋（水戸市） 金子金物（株）（水戸市） 茨城トンボ（水戸市）
 丸善衣料（有）（水戸市） ジェムコ水戸（水戸市） 米沢ホームズ（水戸市）
 三幸（水戸市） （有）保坂商店（水戸市） 常陽銀行人事部ヘルスケア事業室（水戸市）
 茨城県信用組合（水戸市） 水戸総合卸センター（水戸市） さくら紙器（株）（水戸市）
 土浦市上大津婦人会（土浦市） 桜川村社会福祉協議会（桜川村）

平成7年1月25日

郡市町村社会福祉協議会長 様

茨城県社会福祉協議会

会長 関 正 夫

「『兵庫県南部地震』茨城たすけあい運動」の実施について

本会事業の推進につきましては、日頃からご協力をいただき、感謝申し上げます。

さて、戦後最大の被害となった「兵庫県南部地震」については、すでに各社協とも救援活動を実施しておいでのことと拝察いたします。

人々の助け合い活動を支援する社会福祉協議会の立場から、地震発生以来なんらかの対応をすべく、被災地の関係者とも連携をとって事業を実施すべく模索して参りましたが、このたび、標記事業を実施することといたしました。

については、下記事項にご留意のうえ、県民からの問い合わせに対応いただくとともに、貴会のご協力方よろしくお願いいたします。

記

1 救援物資募集事業について

- (1) 別紙、「『兵庫県南部地震』に対する救援物資募集要項」をご参照ください。
- (2) 問い合わせがあった場合には、要項記載事項の周知方をお願いいたします。
- (3) 本事業の計画にあたっては、次のことに配慮いたしましたので、ご留意ください。
 - ① 受付物資の選定にあたっては、被災地の災害対策本部に照会し、希望品目を選定したこと。従って、要項に記載した物資以外は、受付をご遠慮いたします。
 - ② 各社協で物資送付計画をお持ちの場合は、本事業をご利用ください。その際には、県総合福祉会館に、期日までに搬入くださるようご留意ください（訪問集荷はいたしません）。

2 ボランティア活動参加支援事業について

- (1) 別紙、「『兵庫県南部地震』に対するボランティア活動参加支援事業要項」をご参照ください。
- (2) 問い合わせがあった場合には、要項記載事項の周知方をお願いいたします。

(3) 県民からボランティア活動の申し出があった場合には、申すまでもなく、丁寧な対応と、募集团体及びボランティア双方のニーズを考慮して需給調整を行うようお願いいたします。

3 善意金の拠出について

各社協が保有する善意金（善意銀行の積立金）の拠出について、ご検討をお願いいたします。もちろん、強制をするものではありません。

各社協におかれましては、善意金の払出について、ボランティアセンター運営委員会（または、善意銀行運営委員会）において審議のうえ、決定をされているところが多いかと存じます。しかるべき手続きのご検討をお願いいたします。

拠出された善意金は、本会に集約し、県共同募金会を通じて、被災者にお届けいたしたいと存じます。

なお、拠出にあたっては、1社協あたり、10万円を目安といたしたいと存じますが、各社協の事情に応じてご判断いただきたいと存じます。

送金方法については、追ってお知らせいたします。

「兵庫県南部地震」に対する救援物資募集要項

1 目 的

多くの被害が発生した「兵庫県南部地震」の被災者に、救援物資を送り届けることを目的とする。

2 主 催

社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

3 募集物資

被災地の災害対策本部と事前に協議し、次の物資（新品）を募集する。

- ① 衣 類 ： 下着、くつ下、タオル
- ② 生活用品 ： トイレットペーパー、紙おむつ、紙コップ、生理用品
- ③ 食 料 ： カップラーメン、粉ミルク、缶詰（缶切り不要のもの）、缶飲料

（注）被災地へ送る物資は、未使用のものでも古いものや、1度使用したもの（クリーニング済のものを含む）については、災害対策本部の希望により、受付ないものとする。

4 物資の梱包と表示

募集に際しては、迅速な搬出を考慮し、1箱に1品目を梱包することを寄付者に要請する。ただし、箱の大小は、問わない。

箱には、次の事項を明記すること。

物品名及び数量、寄付者の住所・氏名・電話番号

5 募集の期間と受付時間

- (1) 1月26日（木）から31日（火）までとする。
- (2) 受付時間は、午前8時から午後6時までとする。

6 物資の受付場所等

- (1) 茨城県総合福祉会館 1階ロビー
〒310 水戸市千波町1918
- (2) 領収書及びお礼状の発行は、個別に行わないものとするが、寄付者名は、適宜、「ボランティア・ニュース」に掲載する。

7 物資の受付方法

- (1) 募集物資は、持込み又は送付（募集期間内必着）とし、寄付者宅等への訪問集荷は行わない。

8 周 知

- (1) 各報道機関に依頼する。
- (2) 「ボランティア・ニュース」で掲載・報道する。

9 ボランティアの募集

搬入された物資の整理・区分け及び搬出等を行うため、ボランティアの募集を行う。

10 送付先と搬出

- (1) 災害救助法の適用区域内の自治体が設置する災害対策本部に送付する。

11 問い合わせ

このことに関する問い合わせは、次をお願いいたします。

- (1) 社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会
水戸市千波町1918 茨城県総合福祉会館内
TEL：0292-41-1133（代）

「兵庫県南部地震」に対するボランティア活動参加支援事業要項

1 目 的

「兵庫県南部地震」の救援活動を希望するボランティアを支援するため、ボランティアの受付・登録及び斡旋等を行うものとする。

2 主 催

茨城県社会福祉協議会

県内の郡市町村社会福祉協議会

3 実施事業

(1) ボランティアの受付

各報道機関に依頼して、被災地の人々に対する救援活動を希望するボランティアの受付を行う。

(2) ボランティアの登録

県・郡市町村社協は、ボランティア活動の参加申し出があった場合には、希望者から、別紙様式の記載事項について聴き取りを行い、登録する。

(3) ボランティア募集团体（受入れ先）の照会と情報提供

県社協は、ボランティア募集团体（受入れ先）の情報収集に勤め、収集した情報は、随時、郡市町村社協に提供する。

(4) 斡 旋

県・郡市町村社協は、ボランティア活動の参加申し出があった場合には、ボランティア募集团体（受入れ先）の情報を提供し、ボランティアの希望等を考慮して、その需給調整を行う。その際、ボランティアの自主性を損なうことのないよう配慮する。

(5) ボランティア保険

ボランティア活動への参加が決定した場合には、ボランティア保険の加入を勧める。

(6) 社会福祉関係者兵庫県南部地震救援合同対策本部への登録と斡旋

① 全国社会福祉協議会が、大阪府に設置した「社会福祉関係者兵庫県南部地震救援合同対策本部」（TEL 06-762-8677）から要請があった場合に対応するため、郡市町村社協が登録したボランティアは、県社協に集約し（別途、郡市町村社協に照会する）、同対策本部に登録する。

② 県社会福祉協議会は、同対策本部からの要請にもとづき、その斡旋を行う。

4 実施期間

1月26日から当分の間。

「兵庫県南部地震」に対するボランティア登録カード

社会福祉協議会

受付年月日		受付者氏名		電話	来所	郵便	その他
ふりがな 氏 名				男 女	年 令	歳	
住 所			〒	番			
希望する又は、できる 活動内容							
参加できる 期日・期間							
持っている 資格・技術 免 許							
ボランティア保険の加入の有無	有 無		寝袋持参の可否	可 否			
天災危険担保行事用保険加入の有無	有 無						
紹介団体名							
参加の確認							
そ の 他							

各郡市町村社会福祉協議会長 様

茨城県社会福祉協議会

会長 関 正 夫

(公印省略)

「阪神淡路大震災」救援ボランティア活動事業について

「阪神淡路大震災」の救援事業については、種々ご協力をいただきありがとうございます。

さて、先にお知らせ致しましたボランティアの登録・斡旋事業（1月25日付 茨社協第977号）については、本会への登録者が45名を超えたこと、また、これらの方々を社会福祉関係者「兵庫県南部地震」救援対策本部に紹介をしまいましたが、現地宿泊施設が確保できないこと、さらに、近畿圏からの日帰りボランティア希望者が殺到しているなどの理由により、同本部では、実質的に対応できない状況となっております。

そこで、本会としては、被害の甚大さと社協におけるボランティア活動の重要性を考慮して、このたび、別紙の通り「『阪神淡路大震災』救援ボランティア活動事業」を実施することといたしました。

つきましては、趣旨ご理解のうえ、下記事項についてご協力方よろしくお願い致します。

記

1 ボランティアの募集について

ボランティアの参加申込があった場合には、1月25日付 茨社協第977号にてお知らせ致しましたとおり、受付事務についてご協力をお願い致します。

ボランティア活動希望者の日程が、本会から派遣する日程（別紙、B4版参照）に合致する場合は、本会への電話照会を勧めてください。

また、ボランティア活動希望者の日程が、本会から派遣する日程に合致しない場合は、受付登録後、先にご案内したボランティア活動受入れ団体をご紹介ください。

また、この事業に参加するボランティアへの天災危険担保特約付行事用保険加入掛金については、負担すべく検討を致しております。

2 ボランティア等の派遣について

- ・ 派遣のローテーションは、別紙の通りです（B4版参照）。
- ・ 水戸を出発して帰着するまで、1週間を単位と致します。

- ・ 2月20日からの（第1班）派遣者は、既に決定致しました。
- ・ 派遣場所は、震災救援社会福祉協議会合同本部「芦屋現地事務所」と致します。
兵庫県芦屋市業平町8-5 芦屋市社会福祉協議会
TEL：0797-32-9102

3 郡市町村社協職員の派遣について

- ・ 2月13日から、ボランティア活動のコーディネート業務等で、本会、水戸市及び日立市社協職員各1名を既に派遣して、活躍いただいております。
- 予算編成期で業務ご多忙の折であることを重々承知の上で、被害の甚大さと社協におけるボランティア活動の重要性を考慮して、各社協職員のご派遣方を是非ご検討くださるようお願い致します。

派遣を決定した社協は、本会ボランティア部宛ご一報ください。

- ・ 毎回県社協職員を、1～2名派遣致します。
- ・ ローテーション及び派遣場所等、2に記載した各事項は、ボランティアに同じです。
- ・ 業務内容は、ボランティア活動のコーディネート業務等です。
- ・ 職員の派遣に伴う費用及び天災危険担保特約付行事用保険の掛金は、各社協においてご負担ください。

4 運転ボランティアの募集について

- ・ ボランティア等の派遣については、本会所有のマイクロバスを使用致しますが、現在、この運転手の確保に苦勞致しております。運転ボランティアをご紹介いただければ、幸いです。

なお運転手は、1回に付3日間の行程となります。また、1回あたり2人を充てたいと考えております。

5 本事業への資金協力について

本事業の重要性を考慮して、本会予算からの捻出を行う一方、共同募金会等他団体へも助成を要請致しておりますが、各社協におかれましても、趣旨ご理解のうえ、ご協力をいただければ幸いです。

なお資金協力は、1口1,000円とし、1社協あたり10口以上のご協力をいただければ幸いです（振込用紙は、後日送付致します）。

送金方法

取扱銀行：常陽銀行県庁支店

預金種目：普通預金

口座番号：9015857

名 義：社会福祉法人 茨城県社会福祉協議会

「阪神淡路大震災」救援ボランティア活動事業

- 1 目 的 現地対策本部や現地の支援団体との連携により被災者等のニーズに対して、参加者の自発的意志（ボランティアリズム）に基づき救援活動を行う。
- 2 活動内容 避難所での生活支援、会場整理、水汲み、家具おこし、炊き出し応援、車いす介助、看護婦派遣、運転、調理、救援物資の仕分け宅配など地域でのボランティア活動
- 3 活 動 地 兵庫県芦屋市
- 4 活動期間 平成7年2月14日から3月31日まで
(ボランティアの参加については、2月20日から。)
- 5 活動時間 概ね8時30分から17時30分まで(現地の状況で替わります)
- 6 参 加 者 県・市町村社協職員、福祉施設職員、ボランティア等
- 7 宿 泊 先 兵庫県芦屋市他
- 8 参加方法 本会のマイクロバスで参加
- 9 持参品等
 - (1) 県社協が用意するもの
寝袋、天災危険担保行事用保険の掛金(検討中)、バス、携帯無線器、テント 他
 - (2) 参加者が用意するもの(参考)
健康保険証、身分証明書、動きやすい服装・靴、帽子、マスク、洗面用具、軍手、雨具、懐中電灯、カイロ、テレホンカード、常備薬(風邪薬を含む)、非常用食品、リュックサック、ラジオ、運転免許証、防寒具、等
- 10 問い合わせ
このことに関する問い合わせは、次にお問い合わせ致します。
茨城県社会福祉協議会 ボランティア部
水戸市千波町 1918番地
☎ 0292(41)1133代